

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	福岡県		
高校入試 担当部署名	福岡県教育庁高校教育課学事企画係		
TEL	092-643-3904	FAX	092-643-3906
URL	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/2131109/		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	吉谷武志(NPO ともに生きる街ふくおかの会)
--------	-------------------------

<全国一覽掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	○	○	○	○	○	○	○
	①定員内		①定員内		①定員内		①定員内

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ	就学進路相談会実施団体:NPO法人ともに生きる街ふくおかの会(090-5921-7798) 福岡YWCA(092-407-0895) 福岡市日本語サポートセンター(080-6462-2764)
2.多言語による関連情報	
3.その他	

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		把握せず	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		一般学力検査の特例措置	一般学力検査の特例措置
2-2.滞日年数制限		<ul style="list-style-type: none"> 中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者 	<ul style="list-style-type: none"> 中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者
2-3.措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> 学力検査時間の延長(国語25分、他の教科は15分) 学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意する 	<ul style="list-style-type: none"> 学力検査時間の延長(国語25分、他の教科は15分) 学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意する
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		特別学力検査※ただし、当県では各校の定員内で一般学力検査と別日程で実施	特別学力検査※ただし、当県では各校の定員内で一般学力検査と別日程で実施
3-2.滞日年数制限		<ul style="list-style-type: none"> 中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者 	<ul style="list-style-type: none"> 中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		19校/全校90校	19校/全校90校
3-4.学校名		青豊高等学校、小倉南高等学校、小倉商業高等学校、北筑高等学校、玄界高等学校、香住丘高等学校、太宰府高等学校、福岡農業高等学校、福岡工業高等学校、福岡講倫館高等学校、早良高等学校、朝倉東高等学校、久留米高等学校、福島高等学校、伝習館高等学校、ありあけ新世高等学校、東鷹高等学校、嘉穂東高等学校、直方高等学校	青豊高等学校、小倉南高等学校、小倉商業高等学校、北筑高等学校、玄界高等学校、香住丘高等学校、太宰府高等学校、福岡農業高等学校、福岡工業高等学校、福岡講倫館高等学校、早良高等学校、朝倉東高等学校、久留米高等学校、福島高等学校、伝習館高等学校、ありあけ新世高等学校、東鷹高等学校、嘉穂東高等学校、直方高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	各校の定員内	各校の定員内
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		×	×
3-7.試験内容		<ul style="list-style-type: none"> 国語、数学、外国語(英語)の特別の学力検査 作文及び面接 	<ul style="list-style-type: none"> 国語、数学、外国語(英語)の特別の学力検査 作文及び面接
備考			

II 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
--	--	---------	-----------

2020年度実施「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置等」調査(2021年度入学者選抜)

1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		把握せず	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		一般学力検査の特例措置	一般学力検査の特例措置
2-2.滞日年数制限		<ul style="list-style-type: none"> ・中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 ・帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 ・帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者
2-3.措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査時間の延長(国語25分、他の教科は15分) ・学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査時間の延長(国語25分、他の教科は15分) ・学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意する
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学籍の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		特別学力検査※ただし、当県では各校の定員内で一般学力検査と別日程で実施	特別学力検査※ただし、当県では各校の定員内で一般学力検査と別日程で実施
3-2.滞日年数制限		<ul style="list-style-type: none"> ・中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 ・帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国等帰国孤児子女(以下「帰国孤児子女」という。)又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入国時に既に学齢を超過している我が国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成26年1月1日以降に帰国若しくは入国した者 ・帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、令和2年1月1日以降に帰国した者
3-3.入学籍のある学校数/全学校数		4校/全校20校	4校/全校20校
3-4.学校名		小倉南高等学校、福岡工業高等学校、福島高等学校、嘉穂東高等学校	小倉南高等学校、福岡工業高等学校、福島高等学校、嘉穂東高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	各校の定員内	各校の定員内
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		×	×
3-7.試験内容		<ul style="list-style-type: none"> ・国語、数学、外国語(英語)の特別の学力検査 ・作文及び面接 	<ul style="list-style-type: none"> ・国語、数学、外国語(英語)の特別の学力検査 ・作文及び面接
備考			

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	無
2.有の場合、その施策の内容	※各校の判断により対応
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握せず
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	把握せず

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	<p>志願資格は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学位を含む。)を卒業した者又は卒業見込みの者 ・中等教育学校の前期課程を修了した者又は修了見込みの者 ・就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者 ・外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は修了見込みの者 ・青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者 ・文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者 ・その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者等
<p>1-2. 1-1で認めている場合</p> <p>①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載)</p> <p>②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。</p> <p>③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。</p> <p>④その他(方法を備考欄に記入)</p>		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	×	1-1と同じ
<p>2-2. 2-1で認めている場合</p> <p>①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載)</p> <p>②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。</p> <p>③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。</p> <p>④その他(方法を備考欄に記入)</p>		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学校での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での上学期期間に含むか否か	○	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受検)希望があったか		把握せず